

# 観光案内サインの添加広告物の取扱方針の策定 について

永井 慎一

名古屋国道事務所 管理第一課（〒467-0833 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30）

当事務所管理の直轄国道には、公共施設や著名施設の施設案内看板が道路占用されているが、名古屋市から、施設案内看板を観光案内サインとして更新し、民間事業者の広告添加を認める代わりに、設置及び管理を民間事業者の負担で行いたい旨の相談を受けている。

そこで、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号・道路局長通達）に基づき、中部地方整備局で初の「広告物の取扱方針」の策定に関する取り組みを行っているので、これを紹介する。

キーワード： 観光案内サイン、取扱方針、広告物添加

## 1. 道路局長通達（平成20年3月25日付け国道利第22号）の概要

### (1) 標記通達の背景

従来、広告物の道路占用については道路局長通達で許可基準が定められ、一部のものに限りその占用が認められてきたところである。

しかし、近年では地域において沿道の街並みに配慮した街灯やベンチ等を道路上に設置し、道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加するとともに、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施する事により、地域の活性化等に積極的に取り組もうとする事例もみられるようになっている。

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施等の取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであるため、道路交通の安全等に十分配慮し、適切に行われていくことが望ましいと考えられる。

一方、これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実

施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

そこで、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号・道路局長通達。以下「22号通達」という。）が発出されたところである。

### (2) 22号通達のポイント

22号通達のポイントとしては、以下の3点があげられる。

#### a) 広告料の公益還元

道路環境の向上のための地域活動、施設整備又は道路空間における公共的なイベントの実施その他地域における公共的な取組みに要する費用の一部に広告料が充当されなければならない。

#### b) 広告物の添加占用

道路が本来有すべき機能が従前に比べて著しく低下することのないよう、原則として広告物は工作物などに添加されなければならない。

#### c) 連絡協議会による取扱方針の策定

対象となる広告物の許可にあたっては、道路交通の安全確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、実施主体の調整などを図る仕組みとして、道路管理者、警察及び市町村の景観まちづくり部局などの関係者で構成する連絡協議会を開催し、地域の状況に応じた取扱方針が策定されなければならない。

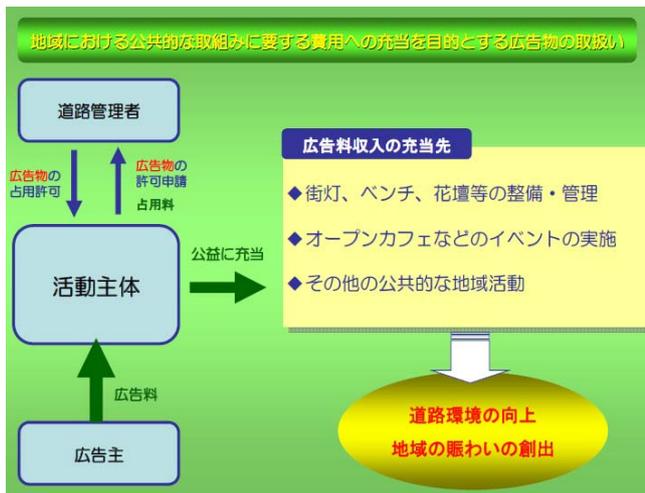


図-1 広告物の道路占用に関するイメージ図  
(国土交通省HPより)

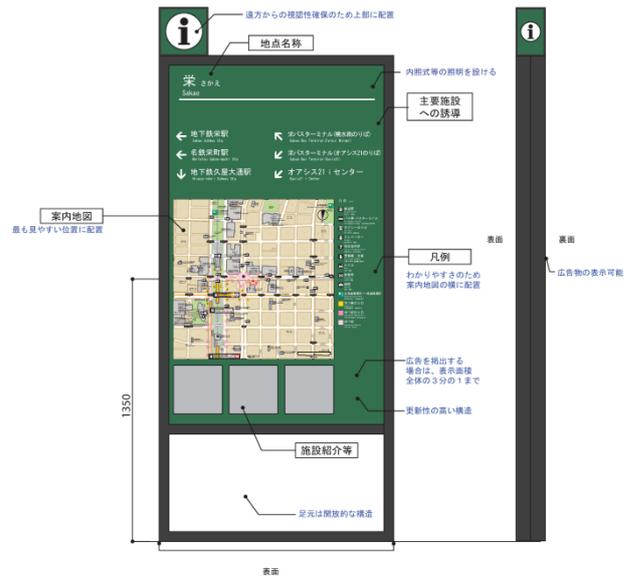


図-2 観光案内サインイメージ  
(名古屋市歩行者案内サインマニュアル(第3次改訂版)より)

## 2. 名古屋市における観光案内サインの取組み

### (1) 名古屋市内における社会実験

名古屋市内では、観光案内サインに広告物の添加を認める対価としてそのメンテナンス等を行ってもらう仕組みづくりを行うため、平成27～28年度に「名古屋駅地区における公共空間の利活用を通じたまちづくり社会実験」(以下「社会実験」という。)の一環として、以下の社会実験を行っている。

この社会実験は、歩行者案内板(地図、無料公衆無線LAN、公共的メッセージ、緊急地震速報及び津波情報等を配信する電光掲示板等)を歩道上に設置して、表面空きスペースと裏面全面に広告物を添加する形で行われた。

### (2) 名古屋市歩行者案内サインマニュアルの改定

名古屋市では、「名古屋市歩行者案内サインマニュアル」(以下「マニュアル」という。)を昭和63年に策定しており、平成29年12月に第三次改定を行っている。

観光案内サインへの広告物添加についてもこの改定の中で新たに規定されており、広告物掲載箇所及び面積についてもマニュアルの中で具体的に規定されるようになった。

これは社会実験の対象となった、観光案内サインに広告物の添加を認める対価としてそのメンテナンス等を行う取組みを想定したものである。

### (3) 直轄国道における実施要望

こうした社会実験やマニュアル改定を踏まえ、名古屋市から、直轄国道においても観光案内サインに広告物の添加を認める対価としてそのメンテナンス等を行う取組みを実施できないかという相談を受けた。

具体的には、現在、道路占用している施設案内看板等を社会実験と同等の機能を有する観光案内サインに更新していくものであり、今回についてはそのうちの一部について実施する予定との事であった。



図-3 観光案内サインの新旧イメージ

### 3. 22号通達のポイントへの適合検討

広告物を掲出するためには、22号通達に適合したものでなくてはならない。

このため、22号通達のポイントに沿って検討を行った。

#### (1) 広告料の公益還元

名古屋市総合計画2018においては、観光案内の強化が明記されており、観光案内サインについても観光案内強化の取組みの一つである。本件については、広告物掲出の対価として観光案内サインの維持管理を広告掲出者が行う事となるため、公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合に該当するものと認められる。

#### (2) 広告物の添加占用

道路占用許可を受ける観光案内サインに広告物を添加するものであり、広告物が単独物件として道路占用されるものではなく、道路が本来有すべき機能が従前に比べて著しく低下するものではないと認められる。

#### (3) 連絡協議会による取扱方針の策定

##### a) 対象範囲の検討

今回更新を行うのは、直轄国道のうちの一部のみである。しかし、今後は、同様の取組みが拡大されると見込まれ、平等な取扱が必要であることから、名古屋市内の直轄国道の全てを対象として取扱方針を策定すべきと考えられる。

##### b) 連絡協議会の構成メンバー

連絡協議会の構成メンバーは、名古屋国道事務所、名古屋市（景観担当部署、道路管理担当部署及び観光推進担当部署）並びに愛知県警察から構成すべきと考える。なお、名古屋市内の直轄国道全てを対象とする事から、警察については所轄警察署ではなく、愛知県警察本部を協議会メンバーとすべきと考える。

### 4. 直轄国道における実施要望に関する論点整理

次に、直轄国道における実施要望に関して論点整理を行った。

#### (1) 交通量が多く速度も速い直轄国道における広告物の掲出のあり方

直轄国道は、県道や市道に比して相対的に道路幅員が広く、交通量が多い上に速度が速いという特徴がある。

「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平

成20年3月25日付け国道利第24号。以下「24号通達」という。）においては、「広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。」及び「広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。」と規定されており、直轄国道における当該広告物掲出がこの規定に適合するかを、直轄国道の特性を考慮しつつ、検討する必要がある。

#### (2) 観光案内サインの永続的な維持管理の体制確保について

観光案内サインに広告物の添加を認める対価としてそのメンテナンス等を行う取組みでは、観光案内サインの設置管理及び清掃等は広告掲出者が行う事となる。

しかし、この取組みにおいては、広告掲出者により維持管理水準に差異が発生する、あるいは広告掲出者によっては管理及び清掃等が適正に履行できない者が出てくるといった事も危惧される。

このため、永続的な維持管理の体制確保をどのように行っていくかを検討する必要がある。

### 5. 直轄国道における実施要望に関する検討

#### (1) 交通量が多く速度も高い直轄国道における広告物の掲出のあり方の検討

広告物の掲出にあたっては、24号通達の「広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること」に該当していないか、広告物の添加場所や大きさについて検討する。

なお、観光案内サインを歩道上に道路占用する場合、通常、歩行者の安全かつ円滑な通行の支障とならないよう”図-4 観光案内サイン掲出方向イメージ図①”のとおり設置すると考えられることから、検討にあたっては、この設置形態で車道側及び歩道側に広告物を掲出した場合を想定して検討する事とする。

##### a) 車道側に設置する広告物について

車道側に掲出した広告物を視認する事ができるのは、道路反対側の歩行者及び車両の運転者であると考えられる。このため、道路反対側の歩行者及び車両の運転者が広告物を視認し判読する事ができるのか検討する。

まず、道路反対側の歩行者について検討する。

直轄国道は、県道や市道に比して相対的に道路幅員が広く、交通量が多い上に速度が速いという特徴がある。

このため、道路反対側から視認する事はできても、内容を判読できない可能性がある。実際に、設置予定箇所

の現地に赴き状況を確認したところ、先述したような直轄国道の特徴と合致する道路状況であり、名古屋市の社会実験と同様の観光案内サインに添加された広告物では、道路反対側から視認する事はできるが、内容を判読する事はできない状況であった。

次に、車両の運転者について検討する。

車道側に掲出した広告物は、車両の運転者の視野内に入ることから、広告物を視認する事は可能であると考えられ、また、車両の運転者は視認した広告物の内容を判読しようと、広告物を注視する可能性がある。

これは、24号通達に規定された要件、すなわち「広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。」及び「車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。」に該当しないと考えられる。

以上の事から、車道側の広告物掲出について合理性を認める事は難しいと考えられる。

#### b) 歩道側に設置する広告物について

歩道側に掲出した広告物を視認する事ができるのは歩行者のみと考えられる。このため、24号通達の「歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し（中略）交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。」に該当しないか検討する。

掲出される広告物が長時間の動画等であれば「歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し（中略）交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。」に該当すると考えられるが、その他のものについては個別に検討は必要となるが、これに該当する場合は少ないと思われる。

このため、歩道側への広告物掲出は22号通達の「歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し」には該当する可能性は低いと考えられる。

なお、歩道側へ広告物を掲出する際には、24号通達に規定されている「広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分である事」に合致する箇所を設置する必要がある。

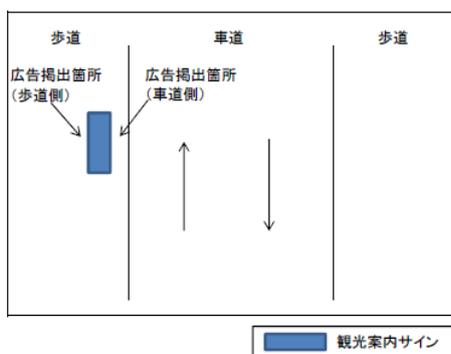


図-4 観光案内サイン掲出方向イメージ図①

#### (2) 観光案内サインの永続的な維持管理の体制確保に関する検討

観光案内サインの永続的な維持管理の体制確保をどのように図るか検討する。

22号通達では「広告物を添加する工作物等の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴収すること」としている。

このため、取扱方針において占有者を名古屋市とした上で、名古屋市と広告掲出者で管理規定等を締結すべき事及び管理規定等の必要的規定事項として、維持管理水準を規定すべきことを盛り込む事で、永続的な維持管理の体制確保を行うという事が考えられる。

なお、車道側への広告物掲出が困難な場合、広告物の掲出効果に対する期待が低くなる事から広告掲出希望者が少なくなり、この取組み自体が成り立たなくなる可能性もある。

このため、歩道側に設置する広告物の掲出面積を大きくすることで、広告物の掲出効果に対する期待を高めるという手法も考えられる。歩道側の広告物の掲出面積を大きくしたとしても、広告物の情報量が著しく増加するものではなく、これが原因で歩行者が著しく路上に滞留するようになるとは考えにくいため、「歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し（中略）交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。」に該当する可能性は低いと考えられる。

### 6. 道路管理者におけるメリット

この取組みにおいて、広告掲出者が広告物掲出の対価として道路占用物件の設置及び維持管理を行う事となるため、道路占用物件の維持管理水準の向上を期待する事が出来る。

また、広告掲出者は、道路占用物件の設置、管理及び清掃等に関する役務を提供するだけではなく、社会実験と同様に周辺道路における道路清掃及び美化活動等を地域の実情に合わせて行ってもらう事が期待でき、道路管理者としても、道路環境の向上や道路利用者の利便性の向上等といったメリットを期待する事も出来る。

### 7. まとめ

現在は広告物の掲出方法について論点整理と検討を行っている段階であり、これらについて整理ができ次第、連絡協議会を開催し、取扱方針の策定を進めていく予定である。

この取組みは、占有者だけでなく道路利用者や道路管理者にもメリットが期待できるものであるため、論点整理を行い、早期に取扱方針の策定を進める事で、名古屋

市が道路占用している施設案内看板等が観光案内サインに更新され、占用物件である観光案内サインはもちろん

の事、周辺の歩道の維持管理水準の向上及び道路景観の向上などに資することを希望するものである。